

【資料3】

奄美大島海区
漁業調整委員会資料
令和5年6月19日

【議題3】

特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4管理年度及び令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）

くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について

1. 概要

北海道からくろまぐろ小型魚 10 トン及び同大型魚 5 トンの譲渡があったことから本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分した。

2. 管理区分への配分ルール（資源管理方針別紙 1-4 抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。

（中略）

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

（後略）

3 配分

(1) 配分方法

令和4管理年度は、令和2管理年度の漁獲実績をもとに管理区分ごとに次の比率で配分しており、譲受量についても当該比率を適用した。

- ・ 小型魚 定置漁業：その他漁業＝72：28
- ・ 大型魚 定置漁業：その他漁業＝55：45

(2) 配分

【小型魚】

（単位；トン）

管理区分	変更前 T A C	変更後 T A C	備 考
定置漁業	14.0	21.2	7.2 トンの追加
その他のくろまぐろ漁業	5.5	8.3	2.8 トンの追加
県留保枠	3.0	3.0	
合計	22.5	32.5	

【大型魚】

（単位；トン）

管理区分	変更前 T A C	変更後 T A C	備 考
定置漁業	7.8	10.6	2.8 トンの追加
その他のくろまぐろ漁業	6.8	9.0	2.2 トンの追加
県留保枠	1.1	1.1	
合計	15.7	20.7	

4 対応状況

令和5年3月17日付けの県公報により告示した。

くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

1 概 要

令和5年5月19日付け5水管第468号にて農林水産大臣から知事管理漁獲可能量の追加配分があったことから、くろまぐろ漁業の各管理区分の漁獲可能量を変更した。

2 管理区分への配分ルール（資源管理方針別紙1-4抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。

（中略）

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

（後略）

3 配 分

令和5管理年度は、令和2～3管理年度の漁獲実績をもとに、管理区分ごとの比率を算出して配分しており、追加配分についても同比率を適用した。

(1) 大型魚（30kg以上）

①令和5管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝71：29

②国からの追加配分量と各管理区分への配分

ア 国からの追加配分量：2.0トン

イ 各管理区分への配分

定置漁業：1.4トン

その他の漁業：0.6トン

③変更後の数量

（トン）

管理区分	現 行	変更後
鹿児島県定置漁業	5.7	7.1 (1.4トンの追加)
鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業	2.3	2.9 (0.6トンの追加)
留保枠	0.9	1.1 (0.2トンの追加)

(2) 小型魚 (30kg未満)

① R 5 管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝79：21

② 国からの追加配分量と各管理区分への配分

ア 国からの追加配分量：8.5トン

イ 各管理区分への配分

定置漁業：6.7トン

その他の漁業：1.8トン

③ 変更後の数量 (トン)

管理区分	現 行	変更後
鹿児島県定置漁業 (上半期)	4.9	11.6 (6.7トンの追加)
鹿児島県定置漁業 (下半期)	5.2	5.2 (変更なし)
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚) 漁業 (上半期)	0.9	2.7 (1.8トンの追加)
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚) 漁業 (下半期)	1.8	1.8 (変更なし)
県留保枠	1.4	2.4 (1.0トンの追加)

※上半期の未利用分は、下半期に繰り越す。

【今後の予定】

6月2日付けで県公報により告示した。(告示日の翌日から発効)